

伊予市コミュニティバス運行業務委託に係る仕様書

1 基本的条件

受託者は、一般乗合旅客自動車運送事業者であること。または、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者であって、コミュニティバス運行業務委託契約後において、一般乗合旅客自動車運送事業経営許可申請を行い、平成27年7月1日からの運行開始までに、運行に必要な諸条件を満たすこと。

2 運行委託路線について

運行委託路線は、三秋・八倉線、鶴崎・新川線、平岡・新川線、郡中循環線、市街地循環線の5路線とする。

3 運行ルート・ダイヤについて

(1) 運行ルート、各路線の運行日については、別紙1のとおりとする。

※運行日が国民の祝日に当たる場合は運休とする。

※運行ルート等は、許認可官庁の指示で変更の場合もあり得る。

(2) 運行回数、バス停については、別紙2を基本とし作成すること。

(3) ダイヤの作成に当たっては、別紙3の実証運行計画を基本に試験走行を行い、バス停時刻を精査すること。

(4) 基本的に国道、主要な県道、中心市街地以外は、フリー乗降区間とする。

(5) 各路線のルート・ダイヤは、利用状況により、路線短縮など契約期間内での変更があるものとする。

4 運行許可申請等について

(1) 平成27年7月1日からの運行開始に向け、次の許可申請業務は、受託者が行うこと。ただし、市は必要な支援及び資料の提供を行うものとする。

ア. 公安委員会・運輸局への運行計画路線の運行許可申請

イ. 計画するバス停の設置に伴う占用許可申請

5 運行車両について

(1) 運行車両は、受託者が確保すること。

(2) 運行車両は、三秋・八倉線は24人乗り程度（全長6,255mm程度×全幅2,035mm程度、回転半径5.5m程度）1台とし、その他の路線の運行車両は、14人乗り程度（全長5,380mm程度、全幅1,880mm程度、回転半径6.1m程度）1台とする。

(3) 運行車両は、受託者の所有車両又はリース車両であること。

(4) 整備点検・修理時の代替車両を確保すること。

(5) 運行車両は、道路運送車両の保安基準、並びに道路運送車両の保安基準の細則を定める告示に定められた基準を満たしていること。

(6) 運行車両は、交通バリアフリー法による基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条1項に基づく、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備

- に関する基準を定める省令)を満たしていること。
- (7) 基準を満たしていない事項については、地方運輸局へ基準の適用除外申請を行い、地方運輸局長の認定を得ること。
 - (8) 運行車両には、デジタル方向幕、車内案内機器(バス停・沿線案内、降車ボタン)、料金箱、伊予市コミュニティバス表示ステッカー(前後左右に貼付・マグネット式可)を整備すること。
 - (9) 当該整備機器は、使用車両の車内構造等を踏まえて、市と協議して整備すること。
 - (10) 車両の保管ができるスペースを確保すること。

6 運行管理について

- (1) 乗務員に対し、常に安全運転等の教習・指示を行うこと。

7 整備管理について

- (1) 車両は、常に適正に整備すること。
- (2) 車両の車検等整備点検・修繕については、受託者で対応すること。

8 運転業務について

- (1) 乗務員は、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないように配慮すること。
- (2) 乗務員は、伊予市コミュニティバスを運転していることを自覚し、安全運転に努めること。
- (3) 車両は、常に良好な状態であるよう清掃をすること。
- (4) 事故発生時には、責任ある対応で被害・加害を問わず解決すること。
- (5) 事故発生によるすべての費用は、受託者が負うこと。
- (6) 事故発生時には、遅滞なく市所管課に報告すること。

9 運賃徴収について

- (1) 運賃は、一律料金とする。ただし、未就学児(出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)は、保護者同伴につき1人無料とする。
- (2) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特定疾患医療受給者証を所有している者は料金を半額とする
- (3) 運行車両に料金箱を設置し、乗客から運賃を徴収すること。
- (4) 釣銭を準備すること。
- (5) 運賃は月締めとし、翌月10日までに市所管課に納付すること。

10 運行・利用状況報告について

- (1) 路線・便ごとにバス停(区間)別乗降者数を日々記録し、利用状況報告書として月毎にまとめ、翌月の10日までに市所管課に提出すること。
- (2) 利用状況報告書は、電子データ(エクセルまたはCSVファイル)とし、別途定める様式で提出すること。
- (3) 定期報告以外で、委託者が運行状況、利用状況のデータの提出を求めた場合は、遅滞なく提出すること

1.1 委託料について

- (1) 運行委託料は、乗務員人件費、労務管理費、燃料費、車両損料（整備点検・修繕費、車両減価償却費、保険料、税金等を含む）、諸経費等とする。
- (2) 運行委託料の支払いは、12分割とする。ただし、初年度については9分割とする。
- (3) 第4項の運行許可申請に係る費用及び第5項第8号の機器整備に係る費用は委託料に含む。

1.2 履行期間について

- (1) 契約締結日から平成32年3月31日までとする。（長期継続契約）

1.3 業務委託について

- (1) 業務委託については、年度委託契約とする。